

崎山湾・網取湾自然環境保全地域 保全計画書

令和4年12月2日

環境省

崎山湾・網取湾自然環境保全地域に関する保全計画

1. 自然環境の保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域は亜熱帯に属し、黒潮の影響を受けて海水温が年平均 26℃と高く、最も低い 1 月下旬でも 20℃を下回することはまれである。また、周辺の陸域は、スタジイやリュウキュウマツ、ヤエヤマヒルギ等の自然林となっており、網取湾湾口部の研究施設を除き集水域に人工物がほとんど存在しないため、本地域の海水は非常に清澄である。このように本地域は海生生物、特にサンゴ類の生育に極めて有利な自然環境を有している。

本地域のうち崎山湾は北西に開口し、その幅員は約 1.3km、湾の奥行は約 1.4km で湾口から湾奥に向けて凸字状を呈する外洋に開けた湾となっている。湾内には、ミドリイシ類、コモンサンゴ類、ハマサンゴ類等から成る造礁サンゴ群集がよく発達しているほか、ウミキノコ、ウミアザミ等のウミトサカ類、ヒドロサンゴ類等 10 数種に及ぶサンゴ類が見られ、場所によりそのうちの 1 種が優占して密生したり、数種が混在したりしながら複雑で豊富な海中生物相を形成している。水深の浅い湾中央部奥は、海産顕花植物であるウミショウブ群落等の海草藻場となっており、海生生物の幼・稚期の重要な生息場所となっている。さらに、流入河川の河口周辺干潟では、ジャノメハゼ、ヒロクチソトオリガイ、コムラサキオカヤドカリ等の魚類、貝類及び甲殻類の貴重な種が確認されている。

網取湾は、湾口が北西に開口し、その幅員は約 2.0km、湾の奥行は最大で 3.9km であり、湾口から湾奥に細長い入り江状の湾となっている。湾内の水深は深く、中央付近で 50m を超える。湾口付近は両岸に幅 500m 程度で裾礁が発達しており、湾奥にかけて徐々に礁幅が狭くなる。湾最奥は細砂底であり、ウダラ川とアヤンダ川の 2 河川が流入している。網取湾には、湾口の外礁的な環境から湾奥の波浪や潮流の影響が少ない内湾性の強い環境まで多様な環境が存在する。また、湾中央部の水深が深いことから様々な水深帯が存在し、複合的に多様な海域環境を形成している。網取湾の生物相の特徴は、この湾内環境を反映した多様性の高さと特異性の高いサンゴ群集の存在である。湾中央部の深みには西表島の固有種であるアミトリセンベイサンゴの群集が存在するほか、トゲサンゴ・ヒメエダセンベイサンゴ群集、葉状サンゴ等の多種混成群集等、内湾的で水深の深いところに生息するサンゴ類の群集が見られる。内湾性の強い礁斜面では、枝状ミドリイシ類とユビエダハマサンゴで構成される群集が見られる。湾奥や東岸の浅場には、ウミショウブやウミジグサが優占する海草藻場が帯状に分布している。湾の最奥部では、浅い砂泥地にヤナギウミエラ属の一種の群生し、流入河川の河口周辺干潟では、マングローブゴマハゼ、ヤエヤマヒルギシジミ、ナキオカヤドカリ等の魚類、甲殻類及び貝類の貴重な種が確認されている。

上述のように、崎山湾と網取湾は、共に自然性の高い優れた自然環境を有しており、多種多様かつ大規模なサンゴ群集が確認されているが、両湾は地形や湾内環境を大きく異にしており、その相違を反映して、両湾それぞれに特徴的な生物群集を見ることができる。

(2) 権利制限関係等の概要

共同漁業権（漁業権者：八重山漁業協同組合）

(3) 海域特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

本地域は人為の影響が少ないため自然性が高く、優れた海中生物相を有することから、全域を海域特別地区とする。

また、本地域の優れた海中生物相を保全するため、海域特別地区の全域において動植物の採捕を規制する。

(4) 保全施設に関する方針

保全施設として、巡視歩道、標識その他これらに類する施設を設ける。

2. 地区の指定に関する事項

海域特別地区は表1のとおりとする。地区区分の総括表は表2のとおりである。

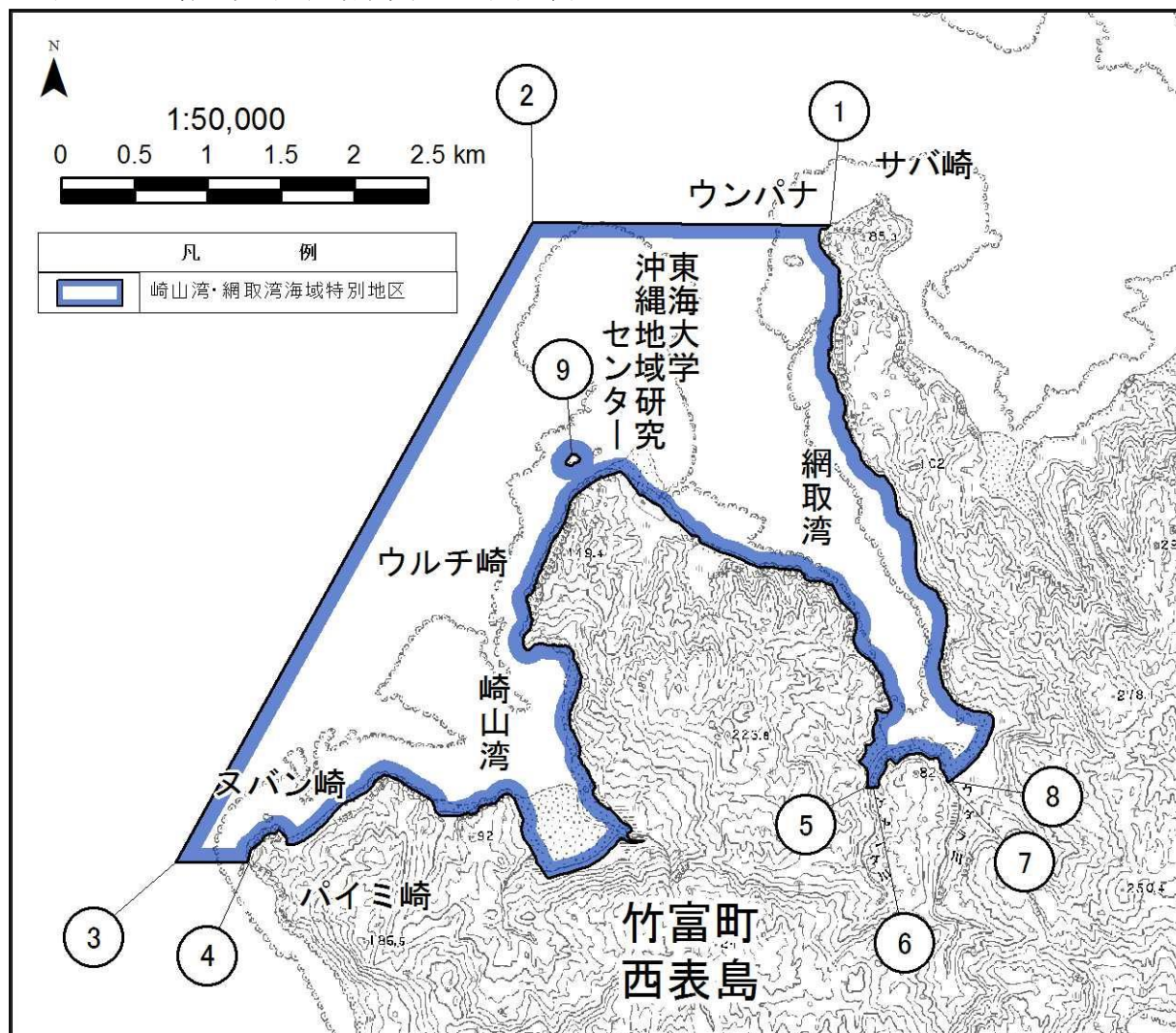
表1 海域特別地区の指定

名称	位置及び区域	面積	摘要
崎山湾・網取湾海域特別地区	沖縄県八重山郡竹富町 字崎山及び字西表地先 海面 (図1のとおり)	1,077.1ヘクタール	崎山湾・網取湾自然環境保全 地域の全域

表2 総括表

区分	特別地区			海域 特別地区	普通地区			合計		
土地所有別	国有 地	公有 地	民有 地		国有 地	公有 地	民有 地	国有 地	公有 地	民有 地
土地所有別 面積 (ha)										
地区別面積 (ha)				1,077.1				1,077.1		
地区別比率 (%)				100				100		

図 1 崎山湾・網取湾海域特別地区区域図



[区域]

- ①ー② ウンパナから真北を0度として270度に伸びる直線界
- ②ー③ 北緯24度20分53.029秒東経123度40分50.091秒の地点と北緯24度18分31.130秒東経123度39分24.194秒の地点を結ぶ直線界
- ③ー④ ヌバン崎から真北を0度として270度に500m伸びる直線界
- ④ー⑤ 汀線（最高高潮位）界
- ⑤ー⑥ 北緯24度18分47.933秒東経123度42分10.108秒の地点と北緯24度18分48.031秒東経123度42分12.713秒の地点を結ぶ直線界
- ⑥ー⑦ 汀線（最高高潮位）界
- ⑦ー⑧ 北緯24度18分49.350秒東経123度42分30.830秒の地点と北緯24度18分49.460秒東経123度42分31.465秒の地点を結ぶ直線界
- ⑧ー① 汀線（最高高潮位）界
- ⑨ー⑨ 汀線（最高高潮位）界

※座標値は新測地系（JGD2000）に準拠

3. 保全のための規制に関する事項

法第 27 条第 3 項第 5 号に規定する捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動植物及び区域は、表 3 のとおりとする。

表 3 保全のための規制に関する事項

動植物の種類	位置及び区域	面積	摘要
(植物) マガタマモ、スズカケモ、ヒロハサボテングサ、カサノリ、ホンダワラ科全種、ハイコナハダ、カタメンキリンサイ、ベニアマモ、リュウキュウアマモ、マツバウミジグサ、ウミジグサ、ボウバアマモ、ウミショウブ、リュウキュウスガモ、ウミヒルモ、コアマモ (動物) ミズガメカイメン、アナサンゴモドキ科全種、クダサンゴ科全種、ウミツタ科全種、ウミトサカ科全種、アオサンゴ科全種、ネジレヤギ科全種、ウスカワヤギ科全種、ヒラヤギ科全種、イソバナ科全種、アイノヤギ科全種、トゲヤギ科全種、フタヤギ科全種、ホソヤギ科全種、ムチヤギ科全種、トクササンゴ科全種、ウミエラ科全種、ウメボシイソギンチャク科全種、ハナブサイソギンチャク科全種、ニチリンイソギンチャク科全種、ハタゴイソギンチャク科全種、ムカシサンゴ科全種、ハナヤサイサンゴ科全種、ミドリイシ科全種、ハマサンゴ科全種、ヤスリサンゴ科全種、ヒラフキサンゴ科全種、クサビライシ科全種、ビワガラライシ科全種、ウミバラ科全種、オオトゲサンゴ科全種、サザナミサンゴ科全種、キクメイシ科全種、チョウジガイ科全種、キサンゴ科全種、スナギンチャク科全種、ウミウサギガイ、ハチジョウダカラガイ、ホンダカラガイ、ジュセイラ、トウカムリガイ、マンボウガイ、ホネガイ、チョウセンフデガイ、オニキバフデ、ジュドウマクラガイ、ショクコウラ、タガヤサンミナシガイ、アンボンクロザメガイ、リュウキュウタケガイ、タツナミガイ、ムカデミノウミウシ、クロタイラギ、リュウキュウアオイガイ、ヒロクチソトオリガイ、オオマルモンダコ、オトヒメエビ、ヤシガニ、アオヒトデ、イボヒトデ、マンジュウヒトデ、コブヒトデ、アカクモヒトデ、パイプウニ、トラフザメ、オニイトマキエイ、ハナヒゲウツボ、ゼブラアナゴ、チンアナゴ、ウミ	沖縄県八重山郡竹富町字崎山及び西表地先海面 (図 1 に同じ)	1,077.1 ヘ ク タ ール	崎山湾・網取湾海域特別地区の全域

テング、ヘラヤガラ、ヘコアユ、ニシキフウライウオ、カ ミソリウオ、チンヨウジウオ、オビイシヨウジ、クチナガ イシヨウジ、イシヨウジ、オイランヨウジ、ヒバシヨウジ、 タツウミヤッコ、ヒメホソウミヤッコ、タツノハトコ、イ バラタツ、オオウミウマ、クロウミウマ、ハナオコゼ、ヒ メヒラタカエルアンコウ、オオモンカエルアンコウ、クマ ドリカエルアンコウ、エナガカエルアンコウ、ウルマカエ ルアンコウ、キリンミノ、ハナミノカサゴ、ネッタイミノ カサゴ、ヒョットコオコゼ、チビハナダイ、ハナゴンベ、 キンギョハナダイ、カシワハナダイ、ケラマハナダイ、ス ミレナガハナダイ、スジハナダイ、アカネハナゴイ、フタ イロハナゴイ、ハナゴイ、アカボシハナゴイ、コスジハナ スズキ、ヤミスズキ、クレナイニセスズメ、ホシニセスズ メ、シモフリタナバタウオ、マンジュウイシモチ、ホソス ジマンジュウイシモチ、ヤライイシモチ、ミナミフトスジ イシモチ、キンセンイシモチ、オキナワサンゴアマダイ、 ミナミハタンポ、ヒメツバメウオ、ツノハタタテダイ、ミ ナミハタタテダイ、オニハタタテダイ、シマハタタテダイ、 ハタタテダイ、ムレハタタテダイ、フエヤッコダイ、カス ミチョウチョウウオ、ヤリカタギ、スミツキトノサマダイ、 トゲチョウチョウウオ、セグロチョウチョウウオ、ウミヅ キチョウチョウウオ、イッテンチョウチョウウオ、トノサ マダイ、ミカドチョウチョウウオ、ハクテンカタギ、チョ ウハン、カガミチョウチョウウオ、フウライチョウチョウ ウオ、ミスジチョウチョウウオ、ニセフウライチョウチョ ウウオ、ヤスジチョウチョウウオ、ハナグロチョウチョウ ウオ、オウギチョウチョウウオ、スダレチョウチョウウオ、 アケボノチョウチョウウオ、アミチョウチョウウオ、チョ ウチョウウオ、ツキチョウチョウウオ、クラカケチョウチ ョウウオ、ミゾレチョウチョウウオ、アミメチョウチョウ ウオ、ゴマチョウチョウウオ、コクテンカタギ、ロクセン ヤッコ、アデヤッコ、サザナミヤッコ、タテジマキンチャ クダイ、チリメンヤッコ、シテンヤッコ、ニシキヤッコ、 ルリヤッコ、ヘラルドコガネヤッコ、コガネヤッコ、アブ ラヤッコ、チャイロヤッコ、ソメワケヤッコ、ナメラヤッ コ、アカハラヤッコ、ヤイトヤッコ、タテジマヤッコ、ヒ レナガヤッコ、トサヤッコ、オキゴンベ、ミナミゴンベ、 サラサゴンベ、ヒメゴンベ、イソゴンベ、メガネゴンベ、			
---	--	--	--

ホシゴンベ、クダゴンベ、ベニゴンベ、ウイゴンベ、ハナダイダマシ、セジロクマノミ、ハナビラクマノミ、ハマクマノミ、カクレクマノミ、クマノミ、トウアカクマノミ、コビトスズメダイ、カレハスズメダイ、シコクスズメダイ、デルタスズメダイ、コガネスズメダイ、ミツボシクロスズメダイ、フタスジリュウキュウスズメダイ、ミスジリュウキュウスズメダイ、ルリホシスズメダイ、イシガキスズメダイ、イソスズメダイ、シリキルリスズメダイ、ミスジスズメダイ、セナキルリスズメダイ、レモンズズメダイ、ルリスズメダイ、ネズズメダイ、クラカオスズメダイ、クロスズメダイ、ヒレナガスズメダイ、ダンダラスズメダイ、ヤノリボンスズメダイ、クジャクスズメダイ、ミナミイソスズメダイ、キオビスズメダイ、クロソラスズメダイ、クギベラ、タレクチベラ、シマタレクチベラ、ホンソメワケベラ、ソメワケベラ、ノドグロベラ、カンムリベラ、ツユベラ、シロタスキベラ、クロヘリイトヒキベラ、ナメラベラ、ニシキイトヒキベラ、ツキノワイトヒキベラ、ベニヒレイトヒキベラ、トモシビイトヒキベラ、ゴシキイトヒキベラ、ヨコシマニセモチノウオ、ヒメニセモチノウオ、ニセモチノウオ、ヤスジニセモチノウオ、ホワイトラギス、サンゴトラギス、タテジマヘビギンポ、インドカエルウオ、セダカギンポ、フタイロカエルウオ、ヒトスジギンポ、ハナダイギンポ、ゴイシギンポ、イシガキカエルウオ、オウゴンニジギンポ、サツキギンポ、ヒゲニジギンポ、ニセクロスジギンポ、クロスジギンポ、イナセギンポ、ミナミギンポ、テנקロスジギンポ、ニシキテグリ、セソコテグリ、ミヤケテグリ、タンザクテグリ、ゴマハギ、キイロハギ、ナンヨウハギ、キンセンハゼ、サラサハゼ、ジュウモンジサラサハゼ、ホホベニサラサハゼ、キイロサンゴハゼ、コバンハゼ、イチモンジコバンハゼ、モエギハゼ、ホムラハゼ、ヒラウミタケハゼ、スケロクウミタケハゼ、オドリハゼ、ナカモトイロワケハゼ、ヤシャハゼ、ヒレナガネジリンボウ、クロオビハゼ、クロホシハゼ、ヒノマルハゼ、タカノハハゼ、オイランハゼ、フタホシタカノハハゼ、ギンガハゼ、ホタテツノハゼ、ヤマブキハゼ、ヤノダテハゼ、マスイダテハゼ、ニチリンダテハゼ、ハチマキダテハゼ、ダンダラダテハゼ、ヒメダテハゼ、クビアカハゼ、カサイダルマハゼ、ヨゴレダルマハゼ、アカネダルマハゼ、ダル			
--	--	--	--

マハゼ、クロイトハゼ、ミズタマハゼ、サザナミハゼ、オトメハゼ、ヒメクロイトハゼ、アオハチハゼ、アカハチハゼ、アカネハゼ、ニンギョウベニハゼ、アオギハゼ、ヒメアオギハゼ、オヨギベニハゼ、オキナワベニハゼ、ホシクズベニハゼ、チゴベニハゼ、ダイダイオオメワラスボ、ハタテハゼ、アケボノハゼ、ゼブラハゼ、オグロクロユリハゼ、ヒメユリハゼ、クロユリハゼ、スジクロユリハゼ、サツキハゼ、アカククリ、ナンヨウツバメウオ、ツバメウオ、ツノダシ、ヒレナガハギ、アカモンガラ、イソモンガラ、モンガラカワハギ、ツマジロモンガラ、ムスメハギ、クマドリ、ムラサメモンガラ、タスキモンガラ、クラカケモンガラ、ホシモンガラ、テングカワハギ、ヌリワケカワハギ、クロハコフグ、ミナミハコフグ、クマドリキンチャクフグ、シマキンチャクフグ、ハナキンチャクフグ、シボリキンチャクフグ、モンキキンチャクフグ、ゴマフキンチャクフグ、コクテンフグ			
--	--	--	--

4. 保全のための事業に関する事項

(1) 保全施設（法第24条第1項に規定する「自然環境保全地域に関する保全事業」に係る当該地域における自然環境の保全のための施設。以下同じ。）は表4のとおりとする。

表4 保全のための施設

施設の名称、種類	位置	規模、構造	工種	摘要
巡視歩道その他これに類する施設	沖縄県八重山郡竹富町 字崎山及び字西表地先 海面	固定フック等 による係留ブ イ	新設	巡視、管理等に用いる 小形船舶の係留施設
標識その他これに類する施設	沖縄県八重山郡竹富町 地内		既設及び 新設	標識、制札、境界杭等

(2) 生態系維持回復事業の概要は表5のとおりとする。

表5 生態系維持回復事業

番号	名称	位置	事業の実施方針	告示年月日
1	崎山湾・網取湾 自然環境保全地 域生態系維持回 復事業	崎山湾・網取湾自 然環境保全地域 全域	近年、魚介類の生息及び産卵基 盤となっているウミシヨウブ群 落が急速に減少しており、これ は個体密度が増加したアオウミ	令和4年12月2日

			ガメによる採食圧が原因と考えられている。この状況を踏まえ、本事業では、生態系の維持及び回復を図るため、ウミショウブの被食防止及び増殖に係る事業を実施するとともに、アオウミガメとの共生に向けた取組み等を実施する。また、事業の進捗及び成果を把握するために、ウミショウブの生育状況やアオウミガメの生息状況等のモニタリングを行い、より効果的な対策を順応的に実施する。	
--	--	--	--	--